

町では、住民票の写し及び印鑑登録証明書に係るコンビニ交付手数料の徴収事務を下記のとおり委託していますので、地方自治法施行令第158条第2項の規定により公表します。

記

委託先	名称	地方公共団体情報システム機構
	所在地	東京都千代田区一番町25番地
委託期間	令和5年2月1日から当分の間	

○地方自治法施行令（抜粋）（歳入の徴収又は収納の委託）

第158条 次の各号に掲げる普通地方公共団体の歳入については、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り、私人にその徴収又は収納の事務を委託することができる。

（2） 手数料

- 2 前項の規定により歳入の徴収又は収納の事務を私人に委託したときは、普通地方公共団体の長は、その旨を告示し、かつ、当該歳入の収納義務者の見やすい方法により公表しなければならない。
- 3 第1項の規定により歳入の徴収又は収納の事務の委託を受けた者は、普通地方公共団体の規則の定めるところにより、その徴収し、又は収納した歳入を、その内容を示す計算書を添えて、出納長若しくは収入役又は指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関、収納代理郵便官署、収納事務取扱金融機関若しくは収納事務取扱郵便官署に払い込まなければならない。
- 4 第1項の規定により歳入の徴収又は収納の事務を私人に委託した場合において、必要があると認めるときは、出納長又は収入役は、当該委託に係る歳入の徴収又は収納の事務について検査することができる。